

市職員の給与等の状況をお知らせします

市の職員数や給与、特別職の報酬等の概要をお知らせします。

市職員に支給される給与は、地方公務員法第24条の規定により、国および他の地方公共団体の給与等を考慮して市条例で定めています。なお、ここでお知らせする給与等は、税金や各種保険料などを差し引く前の額で、いわゆる『手取り額』ではありません。

職員の任免および職員数

◆職員の採用および退職の状況(令和6年度)

採用者数		退職者数	
職 種	採用者数	退職事由	退職者数
事務職	9人	定年退職	7人
技術職	2人	普通退職	20人
保健師	3人	その他	1人
保育士	3人	計	28人
消防職	5人		
調理員	0人		
技術員	2人		
計	24人		

◆部門別職員数(各年4月1日現在)

区 分		職員数		対前年増減数
		令和6年	令和7年	
一般行政部門	議会	7人	6人	△1人
	総務	88人	88人	0人
	税務	27人	27人	0人
	労働	1人	1人	0人
	農林水産	10人	9人	△1人
	商工	9人	10人	1人
	土木	41人	41人	0人
	民生	151人	155人	4人
	衛生	66人	64人	△2人
特別行政部門	小計	400人	401人	1人
	教育	74人	74人	0人
	消防	90人	92人	2人
	小計	164人	166人	2人
公営企業等会計部門	水道	18人	18人	0人
	下水道	8人	8人	0人
	その他	36人	36人	0人
	小計	62人	62人	0人
合 計		626人	629人	3人

(注)職員数は一般職に属する職員数です。

◆一般行政職の級別職員数(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前構成比	5年前構成比
1級	主事・技師の職務	42人	13.0%	11.1%	15.1%
2級		38人	11.8%	12.8%	20.1%
3級	主任の職務	93人	28.8%	29.2%	19.2%
4級	係長の職務またはこれに相当する職務	42人	13.0%	12.5%	14.8%
5級	課長補佐の職務またはこれに相当する職務	36人	11.1%	10.2%	10.7%
6級	課長の職務またはこれに相当する職務	49人	15.2%	15.5%	12.3%
7級	部長の職務またはこれに相当する職務	23人	7.1%	8.7%	7.9%

(注)八幡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

職員の給与・手当

◆人件費の状況(令和6年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (令和7年3月31日現在)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
68,346人	29,812,075千円	6,683,494千円	22.4%	19.3%

(注)人件費は、職員に支払う給与のほか、市議会議員、各種委員に支払う報酬等も含みます。

◆職員の年齢、給料月額および給与月額(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	39.9歳	318,900円	417,546円
技能労務職	42.7歳	286,700円	354,838円

(注)①「一般行政職」とは、事務等職員構成比が一番高い職種(税務、水道、消防、保育園、幼稚園等を除く)で、「技能労務職」とは、調理、庁務、清掃等の職種です。

②「平均給料月額」は、各職種ごとの職員の基本給の平均額です。

③「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものです。

◆職員の初任給 (令和7年4月1日現在)

区 分	初任給
大学卒	225,600円
高校卒	201,000円

(注)初任給は、高校や大学を卒業してすぐに職員になった場合の給料の額です。



◆期末手当・勤勉手当(令和7年4月1日現在)

八幡市	国
(令和6年度支給割合) ・期末手当 2.5月分 ・勤勉手当 2.1月分	(令和6年度支給割合) ・期末手当 2.5月分 ・勤勉手当 2.1月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15% ・管理職手当の月額を加算	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

◆特別職の報酬等(令和7年4月1日現在)

区 分	給料月額等
給 料	市長 848,700円 副市長 721,300円
報 酬	議長 550,000円 副議長 500,000円 議員 470,000円
期末手当	市長 副市長 議長 副議長 議員 (令和6年度支給割合) 3.45月分
退職手当	市長 副市長 (算定方式) 848,700円×在職年数×550/100 721,300円×在職年数×325/100

閩人事課 (☎983-2148)

マイナ救急 実証事業を実施中！

八幡市消防本部では10月1日からマイナ救急実証事業を実施しています。マイナ救急とは、救急隊員が病者のマイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みのことです。病気やけがで苦しむご本人や気が動転しているご家族は正確な情報を伝えることが困難な場合があります。ご自身の命を守るためにも、マイナ保険証の携行をお願いします。

マイナ救急の流れ

マイナ保険証を救急隊へ提示する

↓

救急隊が医療情報を閲覧することについて同意する

↓

確認した医療情報をもとに、搬送先の選定や処置を行う

閩消防署 (☎981-4119)



橋本交番が移転しました



橋本駅前ロータリーに移転した橋本交番

橋本交番が10月7日、橋本駅前ロータリーに移転しました。建物老朽化に伴い56年ぶりに新しい場所へ移転しました。広場整備が進んでいる橋本駅前で市民の安心、安全なまちづくりの拠点となります。

閩八幡警察署 (☎981-0110)